

新潟県議会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月9日

新潟県議会議長 小 島 隆

新潟県議会議事規則第1号

新潟県議会議事規則の一部を改正する規則

新潟県議会議事規則（昭和26年新潟県議会議事規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
第141条 議員は、公務、疾病、出産、 <u>育児、介護</u> その他事故により、議会又は委員会に出席できないときは、予めその事由と日数（ <u>出産を事由とする場合にあっては、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u> の日から <u>当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、当該議員が必要と認める期間</u> ）を記載した欠席届を議長又は委員長に提出しなければならない。	第141条 議員は、公務、疾病、出産その他事故により、議会又は委員会に出席できないときは、予めその事由と日数を記載した欠席届を議長又は委員長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。